

船舶事故等調査報告書

平成22年1月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第130号	
事故等種類	衝突（消波ブロック）	
発生日時	平成21年8月9日 03時20分ごろ	
発生場所	大分県東姫島村 姫島灯台から真方位248° 1.4海里付近 （概位 北緯33°43.3′ 東経131°40.5′）	
事故等調査の経過	平成21年8月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 富士福丸、499トン 134448、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 株式会社フジ SHIPPING（船舶所有者）、株式会社フジ SHIPPING（運航者）	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 甲板長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	球状船首凹損、消波ブロック8個損傷	
事故等の経過	本船は、船長及び甲板長ほか3人が乗り組み、大分県姫島南方沖を約210°の針路、約9.7ノットの対地速力で、自動操舵により航行中、船橋当直中の甲板長が居眠りに陥り、平成21年8月9日03時20分ごろ、東姫島村東浦漁港（大海地区）大海東沖防波堤（以下「本件防波堤」という。）の周囲に敷設された消波ブロックに船首部が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西、風力 2、視程 約1,000m 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期	
その他の事項	甲板長は、当直経験が約40年あり、また、船長経験もあった。 甲板長の健康状態は良好であった。 居眠り防止装置は使用されていなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は姫島南方沖を航行中、船橋当直中の甲板長が操舵スタンドに肘をついた姿勢でいたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が姫島南方沖を航行中、船橋当直中の甲板長が居眠りに陥ったため、本件防波堤の周囲に敷設された消波ブロックに衝突したことにより発生したものと考えられる。	